

業務補償・旅費交通費規程

第1条（目 的）

この規程は、本組合の業務に係わる役員以外の組合員の業務補償並びに、本組合の役員、員外役員、組合員、職員の旅費交通費の支払方法を定める。

第2条（業務補償）

- (1)本組合が主催する委員会（審査委員会を除く）に出席した役員（三役を除く）については、1時間につき3,000円を支給し、5時間を限度とする。
- (2)総代会に出席した役員以外の組合員については、業務補償として15,000円を支給する。
- (3)街頭指導に員外役員並びに職員が出動した場合は、街頭指導手当として7,500円を支給する。
- (4)本組合の推薦会議に、出席した本組合が認めた組合員に対して、業務補償として7,500円を支給する。ただし、日個連東京都営業協同組合に加入していない組合員に対しては、業務補償として15,000円を支給する。
- (5)本組合が主催する担当者研修会に出席した役員以外の組合員に業務補償として15,000円を支給する。
- (6)本組合及び窓口団体が行う交通安全講習会に職員が出動した場合は、講習指導手当として7,500円を支給する。
- (7)本組合の事務時間以外に窓口団体が行う交通安全講習会に講師として出動した役員に10,000円を支給する。ただし、三役の所属する窓口団体に本人が講師として出動した場合には適用しない。
- (8)本規程で定める業務補償及び手当は、源泉徴収を行った金額を支給する。
- (9)運営規約第13条第3項にて、窓口団体が推薦し、理事会に於いて役員待遇を承認された者が理事会に出席した場合に業務補償として、15,000円を支給する。その他の者が理事会に出席した場合は、業務補償を支給しない。
- (10)総代会の打ち合わせに出席した三役以外の組合員については、業務補償として15,000円を支給する。

第3条（交通費）

- (1)役員が東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県に日帰り出張する場合は、5,000円を限度にタクシー代を支給する。
- (2)役員が東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県以外の地区に日帰り又は、宿泊を伴う出張の場合の出張交通費は、次のとおりとする。

鉄道料金-----	実費
船舶料金-----	実費
その他の交通費-----	実費
航空料金-----	実費

ただし、員外役員及び職員の場合で航空機を利用する場合は、事業者役員同行又は所属長が認めたものに限る。

(3)前条の(1)(2)(4)(5)(9)(10)に対し、組合員及び役員（三役を除く）に交通費として 2,000 円を支給する。

(4)理事会及び審査委員会並びに監事が行う監査に出席した役員（三役を除く）に対し交通費として、2,000 円を支給する。

(5)前条の(5)に出席した単協職員に交通費として 3,000 円を支給する。

(6)本組合が行う街頭指導・交通安全祈願及び窓口団体が行う交通安全講習会に講師として出動した役員に対し交通費として、5,000 円を支給する。又、再発事故防止講習会に講師として出動した役員（三役を除く）に対しても同様に交通費 5,000 円を支給する。

第 4 条（旅 費）

(1)出張により宿泊する場合の出張旅費は、1 泊 2 食付のビジネスホテルを原則とする。

(2)宿泊を伴う出張の員外役員及び職員は、出張手当として 1 日当たり 7,500 円を支給する。

付 則

1. この規程の改廃は、理事会で行う
2. この規程は、平成 9 年 1 月 6 日より発効する。
3. 平成 17 年 4 月 25 日一部改定、平成 17 年 6 月 1 日から発効する。
4. 平成 17 年 8 月 22 日改定
5. 平成 20 年 6 月 20 日一部改定、平成 20 年 6 月 19 日から施行する。
6. 平成 22 年 10 月 26 日一部改定
7. 平成 23 年 6 月 30 日一部改定
8. 平成 24 年 4 月 25 日一部改定
9. 平成 25 年 2 月 26 日一部改定
平成 25 年 4 月 1 日より実施
10. 平成 26 年 6 月 24 日一部改定
11. 2019 年 8 月 28 日一部改定 第 2 条 2 項及び第 10 項・第 3 条第 3 項
12. 2026 年 7 月 2 日一部改定